２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

資料Ⅱ－①

① 立入調査

■ **協会における実施状況〈方針：約4,200施設〉**

実地による監査を5月から開始し、監査対象4,117全施設への監査を完了した。

■ **再委託先における実施状況**

東日本エリア180施設・東海エリア120施設〈方針：300施設〉

実地による監査を７月から開始し、当初予定していた全施設への監査を完了した。

◆ 関係部署との連携強化を図るとともに、指導監査部内の多様な人材活用と関西支所の近畿地域立入調査の内製化の促進と連携により、令和5年度の協会の実施分については、内製化率93.2%の4,117施設の監査を完了した。

◆ 関西支所管内では、自治体との合同調査も実施した。

＊大阪府高槻市と２施設（10月、12月）の同行立入調査実施。

◆ グループリーダーの育成を図り、研修専任者の設置により監査員の育成強化を行うとともに、実効性のある調査手順書及びマニュアル等の整備を行うことにより、監査の質の向上と立入調査の均質化に努めた。

◆ 再委託先については、施設数の多い関東圏等に集中実施させることにより、効率化とリスクマネジメントの管理体制強化を行い、立入調査の質を担保した。

実施結果	実施数（計画数）
協会	4,117（約4,200）
再委託先	300（300）
合計	4,417＊（約4,500）

＊令和5年度11月末の時点で当該年度の運営費の助成決定がされている施設（4,445施設を算出し、休園等施設（28施設）を省いたものが、(4,417施設）とした。）

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

(参考）主な文書指摘事項（職員配置や保育内容に関する文書指摘事項）

・開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置すること
・安全計画に基づく安全確保のための取組を行うこと
・乳幼児の利用開始時に健康診断結果等を確認すること
・マニュアルに基づく虐待防止対策を適切に行うこと
・乳幼児の健康診断を適切に実施すること
・職員の健康診断を適切に実施すること（採用時又は定期）
・食事の提供は自園調理等により適切に行うこと
・設備等の安全対策を適切に行うこと
・保育内容及び利用料金等を適切に掲示、提示すること
・非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定、訓練等を適切に実施すること

＊改善報告書の提出状況

３,２９４施設が改善を要する施設であり、３,２９４施設から提出済み　改善報告書提出率　１００％

・立入調査４,４１７施設（１,１２３ 施設が改善不要施設）

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

■ **専門的労務監査　実施件数：500施設**

(再委託)

◆ **再委託先における実施状況**

実地による監査を8月より開始、当初予定していた全施設への監査を完了した。

【専門的労務監査の考え方】

過去の立入調査で複数回、労務関係の指摘を受けた施設や、処遇改善等加算等の労務に係る加算を取得している施設の中から500施設を選定し、実施した。

【労務監査を実施した都道府県】

・北海道20施設・宮城県20施設・東京都40施設・埼玉県30施設・神奈川県30施設
・千葉県30施設・長野県20施設・愛知県30施設・静岡県30施設・岐阜県20施設
・大阪府40施設・京都府20施設・兵庫県30施設・広島県20施設・島根県10施設
・愛媛県20施設・福岡県30施設・熊本県20施設・鹿児島県20施設・沖縄県20施設

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

(参考）専門的労務監査　主な指摘事項

・給与規程の支給項目と実際の支給項目（手当）が一致していない。または手当名称と実態が一致していない。
・給与規程等根拠規定に基づき支給されていない。
・割増賃金について不適切な運用がされている。
・勤怠表等の記録をもとに、端数処理が正しく行われていない。
・職務手当等の手当の一部を処遇改善加算とする場合の内訳が不明確である。
・法定労働時間を超過している労働者に時間外手当が支払われていない。
・処遇改善加算の支給について労働者が認知していない。
・労働条件通知書の記載事項と実態に相違がある。
・年5日以上の年次有給休暇の取得ができていない。
・厚生年金・健康保険の被保険者について、標準報酬月額の算定、月額変更の届出が適正に行われていない。

＊改善報告書の提出状況

専門的労務監査５００施設に対し、５００施設より提出済み　提出率１００％

＊文書指摘：３９１施設、口頭指摘：４９１施設

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

■ **専門的財務監査　実施件数：500施設**

(再委託：再委託先A 200施設、再委託先B 150施設、再委託先C 150施設)

◆ **再委託先における実施状況**

実地による監査を7月より開始、当初予定していた全施設への監査を完了した。

【専門的財務監査の考え方】

- 監査実施年度前年における立入調査や完了報告の審査において、助成金の適正な管理・使用の観点で指摘（把握）があった施設を最優先に対象とした。
- 施設選定にあたっては、運営費の助成額が3,000万円以上の施設（※）のうち、過去の立入調査で財務関係の指摘を受けた施設から選定。

(※) 助成額の条件に限らず、審査上の問題施設や、こども家庭庁から個別に指示のあった施設について、追加で選定される可能性がある。

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

(参考）専門的財務監査　主な指摘事項

・運営費完了報告の収支決算書に助成対象外の支出が計上されている。
・経費支出の計上額が不明確または誤っている。
・現金の管理（現金実査等）が適正でない。
・固定資産の現物実査が行われていない。
・保育事業に関わる経理規程が設定されていない、または内容に不備がある。
・発注業務に関する規程または規定が定められていない。
・親族、役員や関係会社との取引の適正性が確認できない。
・保育事業の予算に対する実績管理の未実施または予算・実績管理帳表作成の不備がある。
・契約業務に関する規程または規定の内容に不備がある。
・契約締結に関わる競争見積の取得等、経済的合理性の確認手続きが未実施または手続きの証跡が確認できない。

＊改善報告書の提出状況

４９６施設が改善を要する施設であり、４９６施設から提出済み　改善報告書提出率　１００％

・専門的財務監査施設５００施設（４施設が改善不要施設）

＊文書指摘：４９５施設、口頭指摘：３７５施設

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

■ **中長期的検討課題への対応**

◆ 保育業務運営委託費の妥当性、適正性に係る検討

・ 設置事業者において作成・保管されている会計帳簿及び証憑書類等からは、運営委託費が運営委託事業者においてどのように使用されているか把握できないことが多いものの、運営委託事業者は助成金の助成目的である保育施設の運営に関する経費支出を行っていることから、保育業務運営委託費の妥当性、適正性を担保するため、どのような対応が可能であるか、検討の必要がある。

＊令和５年度専門的財務監査対象施設の業務委託施設数８９施設。

検証のポイント

・契約事務の処理状況（契約内容の合理的必要性、契約締結までのプロセス）の検証

・委託業務や経費支出内容の合理的必要性・妥当性の検証

・運営費の使用用途の適正性の検証

◆ 検証・研究課題と今後について

・業務委託の合理性、必要性の判断、委託取引の確認は今後も注視するとともに、業務委託の合理性・必要性、委託先選定の妥当性の判断に関して、事業者の理解に資するような考え方の議論を継続していく必要がある。

・企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績の手引き等での、運営費委託に係る手順例等の掲載やFAQでの運用を充実する。

・設置事業者に対して委託先における助成金の使用内訳等の提出を求める等の対応が継続的に必要であると考えている。

③ 特別立入調査・午睡時抜打ち調査

■ 特別立入調査

不適切保育や不正受給・申請の過誤、その他（一斉退職等）について、情報提供（通報や苦情）があった場合や、定期的な立入調査結果を踏まえ必要と認められる場合などに、必要に応じて、随時、抜き打ちで実施する。

さらに、審査部・子ども相談支援部とも連携するとともに、指導監査課と協議の上、状況に応じて午睡時抜き打ち調査・立入調査の実施を進める。
また、自治体とは、適宜、情報共有の上、必要に応じて合同調査等を実施した。

◆ 実施状況　（令和6年3月31日時点）

特別立入調査の実施42施設（前年74施設）／設置30事業者（前年54事業者）に対し、不適切保育18施設（前年41施設）／うち自治体との合同調査5施設（前年27施設）、不正受給・申請の過誤29施設（前年34施設）

※特別立入調査に基づく指導の結果（不適切保育関連）

・協会から設置法人に対し、具体的な再発防止策として、①設置法人による当該職員への処遇及び改善指導、②虐待防止マニュアルに沿った社内研修の実施、③当該職員の配置転換等を求めた。

不適切保育関連（※行為類型の統計）　１８施設							
叩く、小突く	引っ張る、掴む	閉じこめ、拘束	午睡対応不備	食事介助	不適切発言	配置基準違反	その他
10件	4件	8件	5件	16件	6件	6件	5件

不正受給・申請の過誤　２９施設								
保育従事者の常勤換算	在籍児童の出席日数等	週開所日数	開所時間	病児・病後児・体調不良児	保育補助者雇上強化加算	連携推進加算	一時預かり	処遇改善
8件	8件	10件	1件	8件	14件	10件	1件	1件

③ 特別立入調査・午睡時抜打ち調査

■ 午睡時抜き打ち調査　実施件数：606施設

◆ 調査対象

午睡時の抜き打ち調査対象施設選定基準に基づき、 0、1歳児の利用児童数が3人以上の全施設又は、保育士比率が100%未満の全施設を対象とした上で、以下の施設を優先的に対象とした。

- 令和4年度において事故報告や情報提供、通報があった施設
- 令和4年度の立入調査において、多くの指摘を受けた施設

◆ 実施状況

調査対象の施設に対して実地による調査を5月から開始した。

令和５年度において事故報告や情報提供、通報等があったことにより再調査として実施したものを含め、606施設に実施した。

- 選定基準に基づいた調査対象に対する実地調査施設数：472施設
- 事故報告や情報提供、通報等の過年度を含めた課題施設への調査対象に対する実地調査施設数：134施設

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

(参考）午睡時抜き打ち調査の主な指摘事項

・午睡室の設備等の危険防止・安全対策がとられていない。
・午睡時の利用児童同士の間隔が十分に確保されていない。
・午睡時に必要な保育従事者数が確保されていない。
・午睡時において保育室の室内温度、及び湿度が適切に行われていない。
・午睡室の明るさが十分確保されていない。
・掛物（布団、タオルケット等）シーツの配慮が適切に行われていない。
・うつぶせ寝に近い児童が見られた。
・うつぶせ寝の児童が見られた。
・外部からの侵入防止に対する安全対策がとられていない。
・午睡時の注意喚起のミニポスターが午睡室に貼られていない。

※指摘事項に対する対応

・立入調査同様、速やかな改善を求めるため、結果通知書を発出し、改善報告書の提出を指示。

（主な改善報告の事例）

◆午睡時に必要な保育従事者が確保されていない
⇒配置基準に基づき、適切な配置になるよう休憩の工夫と人員増（新規採用）を行った。

◆うつぶせ寝の児童が見られた
⇒「教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について」を施設内で共有した。
⇒うつぶせ寝の癖のある児童に関しては、常に観察し、あおむけ寝にすることを徹底した。

◆外部からの侵入防止に対する安全対策がとられていない
⇒外部からの侵入防止に対する安全対策について、職員・運営会社・園から業者へ注意喚起を徹底した。

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　②研修

資料Ⅱ－②

①企業主導型保育施設事業者・従事者研修

■ 施設長等研修の集合研修

◆ 令和5年10月～11月に昨年に引き続き、施設長等研修の集合研修を全国7都市において8回実施した（東京のみ2回開催）。

◆ 全ての会場（全８回）において、こども家庭庁担当者（行政説明を実施）、巡回指導員、開催地の自治体の担当者が出席し、自治体との連携強化にもつながった。

◆ 企業主導型保育施設の現状・最新の施策や基調講演を行うとともに、施設間の情報交換や意見交換を、協会職員も参加して行った。

■ 各研修の目的と修了者数（令和6年３月時点）

研修名	施設長等研修	保育士研修(キャリアアップ研修)	保育安全研修	中堅指導者養成研修
目的	最新の保育施策の動向や、施設の運営管理に必要な基礎的知識等を学ぶための研修を実施し、企業主導型保育事業における保育の質の向上を図る。	乳児保育や障害児保育等について理解を深め、適切な保育計画の作成・保育環境の構築を行い、他の保育士等に助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	子どもたちに安心・安全な保育環境の提供を行うとともに、保護者が子どもを安心して預けられる環境構築を行える企業主導型保育施設を目指す。	企業主導型保育事業の継続的な保育の質の向上を担う中堅保育士の育成を図る。また、次世代の保育施設をけん引しうるリーダーとしての役割も学ぶ。
概要、評価	eラーニング、集合研修、オンラインライブセッションを組み合わせて実施。集合研修は東京他全国7都市8回実施。自治体の出席もあり、協会・事業者を繋ぐ接点としても機能。集合研修満足度92%。	eラーニングで実施。本年度から処遇改善Ⅱ加算取得に受講が必須となったことから申込者増。また、科目ごとに修了書をオンライン発行できる仕組みを導入し、年度内に加算が受けられる体制を強化。	eラーニング、オンラインライブセッションを組み合わせて実施。研修満足度99.3%。ライブ講義が特に好評で、集合を伴わずとも意見交換のできる場として機能。	集合研修のみ実施。東京、大阪2会場で実施。協会初の完全自主運営。少人数であったが故の濃密な内容で、満足度も93.2%と高評価。
修了者数	4,025人	7,398人	4,130人	138人

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

資料Ⅱ－③

① 電話・メールによる問い合わせ

- 令和６年3月までに125,379件(電話対応117,213件、メール対応8,166件)の問い合わせに対応した。この件数は「自動音声案内」全体の件数となる。
- 令和４年度と令和５年度の4月から翌3月までの「電話総呼数と対応件数」の比較を行った結果、令和５年度は完了率が90.2%から93.5%に上昇した。なお、回答が必要なメールについては全て返信している。（表１参照）
- 最も多い問い合わせは「運営費の助成」に関する問い合わせ、次いで「保育運営」に関する相談である。１月からは新システムに関する問い合わせが急増した。そのため、通知およびFAQの掲載などの対応を行った。（グラフ１参照）

② 相談窓口に関するアンケートの実施

- 助成決定事業者、および運営委託事業者を対象に、相談支援窓口の品質向上を目的としたアンケートを実施した。応対品質は、約８０%、回答内容は、約７３%が「大変満足～普通」との回答となった。（グラフ２参照）
- 迅速な改善活動として、ポータルサイトの「FAQ」情報の追加やご案内の明確化により、問い合わせ件数の根本的な削減に努めている。

③不適切な保育の相談窓口

- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」記載に記載されている「相談窓口」は、従来より機能としては有していたが、広く認知されるようポータルサイトへ専用ページを設ける等、広報活動を行った。今年度は3月までで75件のご相談を受け、昨年度の同期間の相談件数（35件）の約2.1倍の件数となった。

＜表１＞

令和４年度	Ⓐ電話総呼数	100,163件
	Ⓑ対応件数	90,385件
	完了率（Ⓑ÷Ⓐ）	90.2%
令和５年度	Ⓐ電話総呼数	125,379件
	Ⓑ対応件数	117,237件
	完了率（Ⓑ÷Ⓐ）	93.5%

＜グラフ１＞

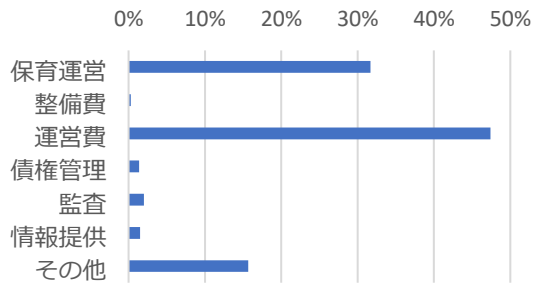

＜グラフ２＞

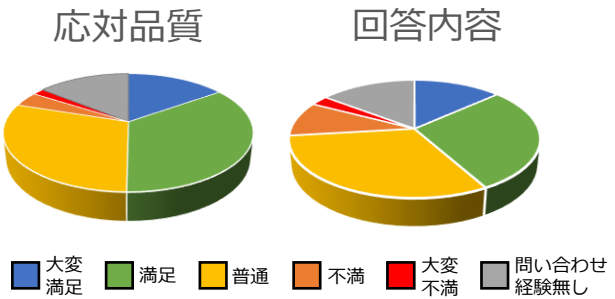

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

④ 巡回指導

■ 保育の質の向上及び児童の安全等の確保を図る観点から、保育内容等に関して巡回指導員による助言・指導を実施するための巡回指導を行い、 726施設への訪問を実施した。（表１参照）

巡回指導先となる対象施設は、巡回指導要項の定めより、以下の考え方で選定し、計22名の巡回指導員で実施した。

（参考）巡回指導要項　第２条　対象施設　（抄）

（１）開所後概ね６か月以内の施設

（２）巡回指導を希望する施設

（３）立入調査等の内容及び結果等を踏まえ保育内容等に課題があると認められる施設

（４）保育内容等に関する通報・苦情があった施設

（５）上記（１）から（４）に準ずる施設

■ 毎月１回、巡回指導員が参加する巡回指導会議を開催し、テーマに沿った協議を経て巡回指導の標準化を図った。（表２参照）

テーマについて意見交換を行う中で、他の巡回指導員の助言内容を知ることで具体的な助言につながるといった成果が見られた。

（表１）

年度	予定数	実施施設数 （リモートによる実施数を除く）
令和５年度	700件	726件
令和４年度	450件	803件

（表２）

実施月	テーマ
４～５	令和５年度実施計画、方針の共有 等
6	指導監査における指摘事項の共有 等
７～8	事例検討及び意見交換 「子どもの主体的な活動を推進するために」
9	７～８月の意見をまとめた「巡回指導参考ブック（仮称）」の活用に向けて 等
10	これまでの巡回指導の振り返りと情報共有
11	「多様性の尊重と保護者支援のために」
12	「子どもへの理解と保護者支援」「保育実践部分」
1	「子どもの理解と保育記録」
2	「保育の専門性を上げるための工夫について効果的に伝わる助言の在り方～実際の事例を踏まえて～」
3	令和５年度の振り返り 等

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

⑤ 巡回指導確認シート

■　施設側のニーズを事前に把握することで、巡回指導をより効果的なものとすることを目的に実施している。令和５年度において、ニーズの多かった相談項目として

・保育士の立場からは「子どもの発達過程や家庭環境に応じた保育・援助への取組等」
　　「子どもの安全性や安心感、発達に見合った保育環境の整備等」

・設置者の立場からは「保育所運営のマネジメント、職員育成の取組等」に係る内容が多く見られた。

■　上記ニーズを踏まえ、巡回指導で得られた内容や巡回指導員の知見や意見を基に作成した発行物をポータルサイトを通じて発信することを検討している。

⑥ 巡回指導に関するアンケート

■　巡回指導を保育施設がどのように受け止めたかを把握するため、令和５年度に巡回指導を実施した施設に対して、実施後アンケートによる満足度等調査を行った。アンケートの設問は、以下①～③及びその他となっている。アンケート実施件数：726件　回答件数：605件　回答率83.3%

設問①「今回の巡回指導で、貴園における今後の実践の参考になりましたか」

⇒4以上で91%

（満足度：5（高）～1（低））

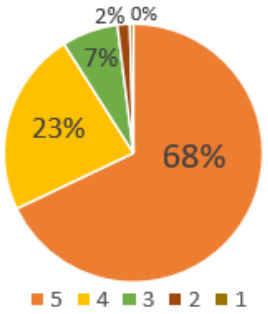

設問②「巡回指導の満足度を教えてください」

⇒4以上で89%

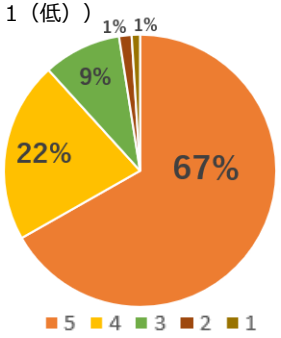

設問③「時間配分や長さ、実施した時間帯等、巡回指導の進め方について」

⇒・時間配分や長さについては適切であった
　・院内保育園のため、話し合いが出来る環境（場所）がなく困った
　・14時からだと16時に降園開始になるので13時くらいが望ましい。

設問①②で満足度１～２の主な回答内容

⇒・確認項目のリストをチェックしており、指導監査のように感じた。
　・事前確認シートの内容について話を伺う時間がもう少し欲しかった。
　・事前確認シートで回答したように困っていることがないので特に参考になることは無かった。
　・自治体で行っている巡回指導のみで十分だと感じた。

■　上記アンケート結果は、年度末に全巡回指導員に共有し、今後の改善につなげていく。

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

⑦ 審査渉外室

- **経営状況監査(調査)の実施**
  - 総事業者約3,300社から決算書を徴求、その内容を精査し財務健全性に懸念の兆候のある事業者に対しヒアリングを実施
- **施設承継支援への注力**
  - 経営不振事業者に対して事業譲渡などの施設承継支援を実施
    →令和5年度実績【事業譲渡】＜結実＞1件＜進行中＞3件【M&A】　＜結実＞1件＜進行中＞3件
- **データの収集・分析**
  - 業態悪化の予兆のデータ抽出、児童充足良好施設の要因分析等を実施

【業態悪化の予兆データ】
　財務内容に問題をかかえる中、手許資金の急激な低下が予兆として現れている
【児童の充足率が高く運営が安定している施設（児童充足良好施設）の要因】
　面談結果の分析により、①設置者や施設長の園運営マネジメント力の高さ ②地元の企業等との連携促進などが充足率向上に貢献している傾向が示された

- **利用可能な加算の紹介**
  - 当該施設において事業者が活用できると見受けられるものの活用していない保育品質向上につながる各種加算の紹介（例：保育補助者雇上強化加算等）
- **令和5年度の活動からの課題と来年度以降の改善策**
  - 課題は、財務分析データの拡大による網羅性の向上
  - 来年度以降の改善策は、更なる評価指標の検討と追加